

諮問第九十四号

今後想定される大規模な災害に備え、罹災都市借地借家臨時処理法を早急に見直して、同法を現代の社会によりふさわしいものにするるとともに、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法を早急に見直して、大規模な災害により重大な被害を受けた区分所有建物の取壊しを容易にする制度を整備する必要があると思われるので、それぞれ、その要綱を示されたい。